

八訂 介護支援専門員基本テキストにかかる正誤について

一般財団法人 長寿社会開発センター

この度は、弊社テキストをご購入頂き誠にありがとうございます。

テキストの作成にあたりましては、細心の注意を払い行っておりますが、記載内容に誤りがございましたので、下記のとおり、修正させていただきます。

ご購入の皆さまには、多大なご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

■ 八訂 介護支援専門員基本テキスト 正誤表

巻数	版	該当ページ	内容								
第1巻	初版（平成30年6月）	p. 98 下から5行目	②要支援更新認定についてはも同様に3か月間から4+36か月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間となります（結果的に可能な認定有効期間は3～12か月間となります）。								
第1巻	初版（平成30年6月）	p. 164 図2-10-1 （上部の野囲み内1行目、4行目）	引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。 サービス事業および一般介護予防事業）のサービスと介護予防給付のサービス								
第1巻	初版（平成30年6月）	p. 178 下から2行目	市町村は、地域支援事業のほか、第1号被保険者の保険料を財源として								
第1巻	初版（平成30年6月）	p. 279 表1-3-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正</th> <th>加算等の名称</th> <th>算定要件の概要</th> <th>事前届出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改</td> <td>入院時情報連携加算（I・II）</td> <td>利用者が医療機関に入院するにあたって、医療機関を訪問して職員に当該利用者の心身の状況や生活環境等の情報を入院後3日以内に提供した場合には200単位を、訪問以外による方法で情報を提供入院後7日以内に提供した場合は、100単位を、利用者1人につき月に1回を限度に加算。提供方法は問わない。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	改正	加算等の名称	算定要件の概要	事前届出	改	入院時情報連携加算（I・II）	利用者が医療機関に入院するにあたって、医療機関を訪問して職員に当該利用者の心身の状況や生活環境等の情報を入院後3日以内に提供した場合には200単位を、訪問以外による方法で情報を提供入院後7日以内に提供した場合は、100単位を、利用者1人につき月に1回を限度に加算。提供方法は問わない。	
改正	加算等の名称	算定要件の概要	事前届出								
改	入院時情報連携加算（I・II）	利用者が医療機関に入院するにあたって、医療機関を訪問して職員に当該利用者の心身の状況や生活環境等の情報を入院後3日以内に提供した場合には200単位を、訪問以外による方法で情報を提供入院後7日以内に提供した場合は、100単位を、利用者1人につき月に1回を限度に加算。提供方法は問わない。									
第1巻	初版（平成30年6月）	p. 352 表3-1-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第30条第23号</td> <td>●介護予防短期入所生活介護および介護予防短期入所療養介護を居宅介護予防サービスに位置づける場合の日数</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	第30条第23号	●介護予防短期入所生活介護および介護予防短期入所療養介護を居宅介護予防サービスに位置づける場合の日数				
項目	概要										
第30条第23号	●介護予防短期入所生活介護および介護予防短期入所療養介護を居宅介護予防サービスに位置づける場合の日数										
第3巻	初版（平成30年6月）	p. 513 下から2行目	介護サービス費用の全額が、生活介護扶助として支給されます。								